

令和元年12月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月11日

江南市議会建設産業委員会会議録

---

令和元年12月11日〔水曜日〕午前9時30分開議

---

議 題

- 議案第93号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第94号 江南市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第96号 江南市都市公園条例等の一部改正について
- 議案第97号 江南市道路占用料条例等の一部改正について
- 議案第98号 江南市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第99号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について
- 議案第100号 江南市下水道条例の一部改正について
- 議案第102号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第8号）  
第1条 歳入歳出予算の補正のうち  
経済環境部  
の所管に属する歳入歳出  
都市整備部  
水道部  
の所管に属する歳出
- 議案第104号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第105号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第106号 令和元年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）  
行政視察報告書について  
常任委員会の研修会について
- 

出席委員（7名）

委員長	中野裕二君	副委員長	片山裕之君
委員	鈴木貢君	委員	宮地友治君
委員	堀元君	委員	掛布まち子君

委員 田村徳周君

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議長 稲山明敏君

副議長 伊藤吉弘君

議員 古池勝英君

議員 三輪陽子君

議員 大藪豊数君

議員 宮田達男君

議員 石原資泰君

議員 長尾光春君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君

議事課長 石黒稔通君

主任 前田裕地君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

経済環境部長

武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監

野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長

山田順一君

商工観光課主幹

横山敦也君

商工観光課副主幹

駒田直人君

農政課長

菱川秀之君

農政課副主幹

青山裕泰君

環境課長

阿部一郎君

環境課主幹

牛尾和司君

環境課副主幹兼環境事業センター所長

横 川 幸 哉 君

都市計画課長

石 坂 育 己 君

都市計画課統括幹

堀 尾 道 正 君

都市計画課主幹

小 林 寛 幸 君

都市計画課主幹

小 池 浩 司 君

土木課長

村 瀬 猛 君

土木課主幹

吉 本 晴 永 君

土木課副主幹

青 山 守 君

建築課長

梅 本 孝 哉 君

建築課副主幹

源 内 隆 哲 君

防災安全課長兼防災センター所長

大 岩 直 文 君

防災安全課主幹

松 本 幸 司 君

防災安全課副主幹

古 川 雄 一 君

水道部下水道課長

伊 藤 達 也 君

水道部下水道課主幹

前 田 茂 貴 君

水道部下水道課副主幹

柴 垣 伸 道 君

水道事業水道部水道課主幹

酒 匂 智 宏 君

水道事業水道部水道課副主幹

加 藤 考 訓 君

○委員長 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

一言挨拶させていただきます。

おはようございます。

12月に入ってめっきり寒くなって、全国的にもインフルエンザが流行しておりますので、皆様、どうぞお体には御自愛くださいませ。

本委員会は11議案、委員協議会は7議題ございますので、委員の皆様、慎重の審議をよろしく願いいたします。それでは、皆さん、よろしく願いします。

市長から御挨拶をよろしく願いします。

○市長 おはようございます。

去る11月28日に12月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただき、適切なる御決議を賜りますようお願いをいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第93号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを初め、11議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決

めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

### 議案第93号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○委員長 最初に、議案第93号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、議案第93号の説明をさせていただきますので、議案書の7ページをお願いします。

議案第93号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、8ページ、9ページには条例の（案）を掲げてございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 これは下水道事業を新年度から地方公営企業法の一部適用に変えるということで、全部適用ではないわけですよ。上水道は全部適用ですよ。下水道が一部適用にするという、ずうっと前にそうするという方針は説明いただいているんですけども、改めて全部適用ではなく一部適用にするというその理由というか、そのほうが負担が少ないとか、いろいろメリットがあると思うんですけども、その理由を簡単に説明いただけないかと思うんですけど。

○水道部下水道課長 今回、一部適用にした理由としましては、現行の事務執行体制からの変更点が少なく、移行に伴う労力や費用も軽減できますこ

とが、まず第1点として上げられます。近隣市町の状況も鑑みて、江南市の自治体の規模からも、江南市のほうも一部適用が望ましいということで、今回、一部適用を選択したところでございます。

○掛布委員　水道が全部適用で下水が一部適用で、何かこの先、不都合なことというのは起こっていかないのでしょうか。

○水道部下水道課長　今のところ水道事業のほうが全部適用という形で執行されておりますが、江南市のほうは、下水道事業のほうは一部適用という形で、今回、財務規定のみを適用するという形でまずもっては進めたいというふうに考えておりますので、事務の支障等は最小限の変更点という形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　ちょっと違うことをお聞きするんですけれども、今まで本当の一般会計のところで行っていた雨水対策事業、雨水浸透ますの設置であるとか、雨水タンクとか、貯留施設とか、そういった、いわゆる一般会計で行っていた雨水対策事業も一足飛びに今回公営企業会計に入るわけで、それで、下水道は特別会計から公営企業会計へ入るんですけれども、何年もかけて準備をされて今度の新年度予算から企業会計という全く違う会計が出てくるわけなんですけれども、いわゆる資産をどう見ていくか。

これまで購入して配備してきた下水道管であるとか、そういったものをどこまで減価償却が進んだとみなすかとか、そういう資産調査を延々とやってきていただいていると思うんですけれども、その中の下水管はそんなに、たかだが二十何年だと思うんですけれども、雨水対策事業まで入れるとなると、雨水タンクであるとか、雨水貯留槽であるとか、あるいはもっと古い話になると、雨水排水管というのが網の目のように、それこそ50年ぐらい前から張りめぐらせてきた雨水排水管も、この事業の対象になっていくということなのかなあと思うんですけど、その資産状況の調査とか、そういったものまでされているのでしょうか。

○水道部下水道課長　今回の資産調査のほうにつきましては、下水道汚水管のみの資産調査を行っているところでございます。

今後、雨水貯留施設につきましても、企業会計のほうに取り入れていくところがございます。当然、今後事務を執行していく古知野高校とか、そうい

った雨水貯留施設の設置につきましては、下水道事業のほうの交付金を活用して事業を進めたいというふうに考えておりますので、そういったところにつきましては、下水道の減価償却の対象になろうかなあというふうに考えておりました、これまでの雨水貯留施設ですね。そういったことに関しても、企業会計のほうに移行するという形で、こちらの予算のほうに組み入れていくわけではございますが、そういったところの資産調査については、今回の調査範囲外で行ってございましたので、今後そういった資産調査につきましても、検討していきたいというふうに考えております。

○掛布委員　　そうすると、新年度からの下水道事業会計には、とりあえずは雨水対策部門というのは入ってこない、そういった会計になるという意味ですか。

○水道部下水道課長　　来年度の予算としましては、今、予算のほうを立てておるわけなんですけれども、今後、下水道事業で雨水貯留施設を設置していくものにつきましては、当然、企業会計のほうで予算化していくという形になろうかというふうに考えております。

その中で今までの雨水貯留施設につきましても、維持管理費用といたしましては、企業会計のほうで予算組みを移行するわけではございますので、こちらのほう、全てというわけではないんですが、一部分、雨水貯留施設に関しましては、企業会計のほうで予算のほうを考えていくというふうに思っております。

○掛布委員　　そうすると、今年度一般会計でやっている部分と特別会計でやっている部分があるんですけど、この令和元年度の決算が来年の9月に決算書を出すわけですけど、その決算書の形態としては、まだ下水も雨水対策も従来のまま、今年度のままの形態だよと。新年度の春の3月定例会に出てくるのから企業会計の形で全部突っ込んで変わってくるよと、そういうふうに理解すればいいですか。

○水道部下水道課長　　そのとおりでございますが、補足として河川事業、そういったものに関しましては、般若川とか、そういった河川の維持管理事業、用排水路の維持管理事業につきましては、一般会計で残すような形になろうかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。



○掛布委員 不安だらけでどうなるんだろうという思いなんですけど、一番不安だらけなのは、ほかの市町も江南市よりも1年ないし数年早く、下水も企業会計にほとんど一部適用みたいですけども、やっているんですけど、江南市ほどおくれたところはないわけなので、それこそ普及率が80%とか90%とか、そういうところならともかく、江南市のように普及率が35%、ここで、もうちょっとでこれ以上の拡張はしないよということで、そこで終わるわけなんですけれども、こういった状態だと、今年度も一般会計からの繰り入れ、建設費も、あと維持管理の部分も全く足りないわけなので、一般会計から8億円の繰り入れがずっと続いていますよね。まだこれから先もあと数年、5年、6年は毎年9億円ぐらい一般会計から投入しないとやっていけない下水道事業の中で独立採算の企業会計に移行すると、どうしても水道みたいに見てしまうんですけど、独立採算でやって、一般会計からの繰り入れはできるだけ控えてくださいよみたいな、そういうふうになっていかざるを得ないようなことになるのが一番心配なわけなんですけれども。

いわゆる国が言っている一般会計からの繰り入れに、基準内の繰り入れと基準外の繰り入れと分けて、基準内の繰り入れは何かいい繰り入れみたいな、基準外はできたらもうやめてほしいという、そんなような色分けをして8億円、9億円の繰り入れを基準内と基準外に分けるというような、そんなふうで多分新年度から色分けをしてやってくると思うんですけども、その基準内の繰り入れと基準外の繰り入れの考え方というか、国が示している考え方というのを、ちょっと説明していただきたいなと思うんですけど。

○水道部下水道課長 基準内繰入金と基準外繰入金につきましては、基準内というものは、委員が御説明いただいたように国が毎年示されているもので、一般的には公費をもって充てることが必要な経費だということで解釈させていただきます。

基準外の繰入金ということは、それ以外に足りない部分という形になってきますので、当然企業会計に移行していきますと、そういったところが明確になってくるということでございますので、よりそういった独立採算という形で経営状況を鑑みて、そういった運営を適正に行っていく必要があるというふうに考えるものでございます。

○掛布委員　　ちょっと一服します。

今言われた基準外の繰り入れというのは、財源不足分を補うための繰り入れという位置づけになってくると思うんですけど、今の江南市、大体7億円から8億円を毎年繰り入れて成り立っておるわけなんですけど、その8億円のうちの国の言う基準でいくと、基準内、基準外は幾らぐらいずつの割合になるんですか、わかりませんか。

○水道部下水道課長　　おおむねですけれども、3億円が基準内の繰入金というふうに考えております。

○委員長　　他によろしいですか。

○鈴木委員　　私はちょっと別のことで、文言のことで恐縮なんですけど、ちょっと認識するために教えてもらいたいんですが、第5条の賠償責任の免除だとか、あるいは第7条の賠償金額の額の決定とか云々とありますけれども、こういったことをこの賠償という場合、想定されるのかということを含めて、この第5条、第7条の賠償責任に関する、ちょっと認識不足で申しわけないんですけども、少しその付近の捉え方と、具体的にどのような格好の場合、賠償責任というのが発生した場合、どういうケースに当たるのかということをちょっと教えてほしいんですが。

○水道部下水道課長　　第5条の賠償責任につきましては、例えばですけれども、職員が故意ですとか、または過失により収納した公金などを紛失した場合が考えられるというふうに捉えておるところでございます。そういったところで、水道事業とも同じような条文でございまして、議会の同意を要する賠償責任の免除について規定するものでございます。

第7条のほうにつきましては、こちらのほうも水道とあわせたような形になりますが、一般的にちょっと私も事例を調べさせていただいたところではありますが、例えば川崎市が川崎フロンターレというようなJリーグのチームが、市が保有するサッカー場に人工芝とか照明器具を寄附した例によって、こういった額について議会の議決を要する寄附というふうなことがございますので、そういった場合を想定して規定するものでございます。

○鈴木委員　　今、聞いてちょっと、済みませんね、本当に初歩的で。

具体的には、ここで言う賠償責任というのは、金とか財産にまつわるやり

とりでの賠償責任というふうだけに捉えておいてよろしいですね。何かそれ以外、物的なものとか、当然今言ったような資産に関するものを安易に譲渡したり寄附したりということについての一つの歯どめをかけていくという意味ということですね。

○水道部下水道課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員 過去、江南市では、そういうことは今までなかったわけですね、参考までに。

○水道部下水道課長 過去にはそういった事例はございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 企業会計に移行するデメリットというのも、正直なところあると思うんですけども、普通の一般会計から複式簿記に移行すると、本当になかなかこれをどう理解するのかというところからまず戸惑ってしまうわけなんですけど、事務作業が本当に煩雑になって、職員というのは、こちらの本庁の他の課から異動して、水道にも異動するので同じことなんですけど、下水道も異動してくるわけなので、そうした場合、いきなり複式簿記をやれど。本当にちょっと職員の研修の負担とか、いろんな事務作業の負担というのがふえるわけなんですけれども、そういったデメリットについてどう克服していくんでしょうか。人をふやせないですよ。逆に減らせと言われているぐらいですね、どうするんですかね。

○水道部下水道課長 当然、こういった複式簿記になるということでございます。職員のほうの能力は一般会計よりも当然必要になってくるかと思えます。今年度も職員向けの研修ということは行っておりまして、来年度移行に向けて漏れがないように、適正に執行できるような体制を整えておるところでございます。

ということで、今後、またそういった職員の入れかわり等で人員がかわった際にも、適宜研修等を含めて、職員の能力向上というわけではないんですが、そういったもので対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○水道部下水道課長　済みません。先ほど鈴木委員からの質問で、<sup>※</sup>第5条の賠償額が50万円以上ということで議会の同意を要することにつきましては、ちょっと私の解釈が1つ間違っております、交通事故等もこちらのほうにも含まれますので、過去の事例としては、交通事故は江南市としてはありますので、そういったところは過去にないということではなく、そういった事例はございますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員　ということは、純粹に財産の管理ということだけじゃなしに、そういう事故だとか、あるいは事業に対して損失を与えた場合は、広範にわたって賠償請求が発生することですよという捉え方でよろしいですね、全体的なことです。

○水道部下水道課長　済みません。ちょっとこれ、第5条と言いましたが第7条のほうですね。第7条の後段の部分で、法律上の義務に属する損害賠償の額の決定というところでございますが、そこで事故のほうとか、そういったものが当たってくるかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時52分　休　憩

午前9時52分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第94号　江南市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

※　後刻訂正発言あり

○委員長 続いて、議案第94号に移ります。

議案第94号 江南市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第94号 江南市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてで提案理由を掲げております。

はねていただきまして、11ページをお願いいたします。

参考といたしまして、江南市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○片山委員 ちょっと私、この森林環境譲与税のことにに関して、いまだにわかってないんですけれども、この第7条の中に、基金は第2条に規定する施策の財源に充てる場合に限りと書いてあるんですが、この第2条の木材利用の普及啓発及びその促進とありますけれども、この環境譲与税を使う目的というのが、この前の議案質疑の中の記憶では、職人の育成とか、野外活動と言われていたような記憶があるんですけれども、そうですかね。ちょっとその目的を教えてもらってもいいですか。

○農政課長 江南市では森林がないため、この間の議案質疑の中でもお答えさせていただきましたが、森林がない江南市では、木造公共建築物の整備や民間建築物の木造化、木質化への補助、植林・育林体験活動や森林の機能に関する野外学習などが想定をされるというふうに考えております。

○片山委員 なるほど。ことしだと390万円という金額だったと思ったんですけれども、これは当面使う予定というのは、近々ではありますか。

○農政課長 今年度、森林環境譲与税の390万円が江南市のほうに譲与されますけれども、これにつきましては、8月に各課に森林環境譲与税の用途について要望調査を行いました。今年度につきましては使わないということがありまして、令和2年度以降に使うということで、今年度は基金ということ

でお願いをしているところでございます。

○片山委員 わかりました。

○鈴木委員 今年度は390万円ということでお話があったんですが、これは私もまだ正確には聞いてないんですけど、これからこれは毎年毎年ずうっと継続的に発生していくと思うんですが、当然、使途目的も含めたことについては、今のような話で理解できるんですけど、先々の予算規模、要するに税収も含めてどのような推移になっていくのかなど。ずうっと毎年毎年390万円ということではなくというふうに聞いておるんですけども。

これ、1人当たり1,000円だったかな、1世帯当たり1,000円ということでこれから徴収を継続的にされていくんですが、ずうっと毎年390万円で、極端な話、10年間だったら3,900万円と。もうこの分しかないよというものなのか、そうしたことも含めて、国からの交付も含めての、ちょっとその付近の考え方、見方、それから予算の執行はどのようにして、その基金として積み立てるといふものの、一定の考えがあると思うんですが、ちょっともしわかれば教えてもらえますか。

○農政課長 江南市に譲与税が見込まれる額につきましては、令和元年度から令和3年度は390万円、令和4年度から令和6年度は580万円、令和7年度から令和10年度が820万円、令和11年度から令和14年度は1,060万円、令和15年度以降、これが1,300万円になります。

この譲与税の使途の活用につきましては、毎年農政課から各課に情報提供、各市町の事例などを紹介しながら各課に要望調査を行います。その中で、各課でこの事業に使いたいよということであれば予算要求をして、そこで査定して決定をされていくだろうというふうに考えております。

○鈴木委員 わかりました。

今話を聞いて、3年間はそのような収入というか、5年以降はちょっとふえてくるというような格好なんですけれども、問題は今度これにかなった、極端な話で言うと、特別的なそういう使途目的のはっきりした森林環境に資するものということだということなんですけど、今、一般に各課からの吸い上げで予算の使い方については考えていきますよという話でしたけど、一般の市民とか、ほかのところのそういった環境だとか、あるいはそういうところの当

然聞き取りというのか、そういったものというのは、どういうふうに見えるか。

○農政課長　この森林環境譲与税は税金でございますので、その税金の用途につきましては、公表して説明責任がありますので、ホームページや広報等で用途については公表する予定にしております。その中で市民からいろんな御意見を伺って、今後の反映にそれを活用していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員　そういうことを含めて、用途目的にちゃんとかなったような格好で、本当に1,000円といえども、市民から何でこんなにふえたんだと、こういう声がありますので、具体的にそういったことできちっと目に見える格好で、今言われたように、3年、5年たたなわからんようではいけないので、速やかに何かきちんと市民の方にメッセージをしていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○掛布委員　9月定例会の委員協議会のときに配っていただいた資料の中に、ほかの市町がどういうものに使おうとしているかという資料があつて、非常に参考になるなと思ひました。

大口町なんかは保育園を木造で建てかえるということを進めていて、本当にとて感じのいい園舎になっていますし、ほかの北名古屋市とか長久手町なんかを見ても、学校の机の天板の張りかえであるとか、木製の椅子、机の整備であるとか、そういった子供たちの身近なところに木のものを置くと、こういう参考になるのも出ているので、ぜひこういうのを参考にさせていただきたいなと思ひますけれども、議案質疑の中でありました愛知県がもう既に1人500円、これによく似たあいち森と緑づくり税を令和5年度までもう取っているよということなんですけど、令和6年度以降は、愛知県の1人500円というのはどうなるんでしょうか。それと、愛知県の取っている1人500円というのは、江南市には来なくて県で使われている、そういうことなんですか。

○農政課長　委員が言われるのは、あいち森と緑づくり税のことだと思ひますが、これにつきましては、平成21年度から10年間の計画で立てた事業でございますが、その事業の目的としては、生物多様性の保全だとか、地球温暖

化対策ということで実施している事業でございます。

それで、平成21年度から10年たちまして、また10年間の計画を立てておりまして、税金につきましては5年間で徴収するということが決定をされております。その後につきましては、愛知県に一応確認したところ、10年間の新たな計画があるものですから、また見直した上で、また5年間の延長をすることも考えているというようなことをおっしゃっておられました。

あと、その補助金につきましては、今現在、江南市でも事業を行っております。環境課では、学習推進事業交付金ということで環境教育事業という形で補助金を受けているということです。

また、都市計画課においては、木曾川周辺生物学集会開催事業と都市緑化推進事業で補助金を交付されている事業を行っているということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分　休　憩

午前10時03分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第94号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第96号　江南市都市公園条例等の一部改正について

○委員長　続いて、議案第96号に移ります。

議案第96号　江南市都市公園条例等の一部改正についてを議題といたします



す。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 都市整備部都市計画課所管の議案第96号につきまして御説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

江南市都市公園条例等の一部改正についてでございます。

議案書の17、18ページには、江南市都市公園条例等の一部を改正する条例(案)を、議案書の19ページから21ページには、参考として新旧対照表を掲げております。

なお、最勝寺跡公園の整備につきましては、11月29日に完了をしております、令和2年1月1日より供用を開始する予定でございます。

説明のほうは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 最勝寺跡公園というものの名前というのは、もう正式にこれで決まったということなんでしょうか。

○都市計画課長 名称につきましては、昨年度になります。平成30年6月5日付で地元の勝佐区のほうから公園整備の要望の中で、名称につきましては最勝寺跡公園ということで要望をいただいております、我々も名称についてはそれで適正であると判断して決定をしております。

○掛布委員 全面に芝を張っていただいて、それは区からの要望で芝を張っていただいて、とても感じのいい公園なんですけれども、本当にいいタイミングで市につくっていただいてよかったなと思うんですけれども、あとの管理を区にやってもらうということなんですけれども、芝の管理というのはとても大変で、下手をすると雑草が勝ってしまったりとか、いわゆる子供たちが遊ぶのに、そこで芝の雑草対策で除草剤をまかないといけなくなっちゃったりとか、非常に難しい面があるんじゃないかなと思うんですけれども、この管理を区に、これはどういう形なんですか。委託料を払って委託するという。

- 都市計画課長 はい、そうですね。
- 掛布委員 その中には、例えば芝の管理のために必要な器具を買う予算とか、いろいろそういったものも見越して委託料を組んでいただくと、そういうことですか。
- 都市計画課長 委託に関しては、基本的には全面的に区のほうにお願いするんでありますけれども、先ほどの道具とか消耗品類に関しましては、今の委託料の中で含まれているというふうに地元のほうには説明しております。また、区のほうでなかなかできない部分というのは当然あるかと思しますので、そういった分に関しましては市のほうで対応する場合もございますので、よろしくお願いをいたします。

- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休 憩

午前10時08分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第97号 江南市道路占用料条例等の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第97号に移ります。

議案第97号 江南市道路占用料条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課でございます。

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第97号 江南市道路占用料条例等の一部改正についてでございます。

議案書の23ページから27ページに条例（案）を、28ページから37ページに条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

以上で議案第97号の説明を終わります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○鈴木委員 占用料を上げるというか、一つの税収を上げるということで、議案質疑の中でもあった話で、非常にこれは適切なことだと思うんだけど、ただ、利用者にとっては、払う側にとってはそれなりに何でだという方もお見えになりますので、ちょっと聞きたい。

ここに、冒頭の提案理由の中で、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた道路占用料の額に改正したと、ちょっとそのごくっと上げる根拠、この上げた額も含めて、改正の額についての一つの根拠について、もし簡潔に説明できればお願いしたいんですが。

○土木課長 今回の占用料条例の見直しに至った根拠について御説明申し上げます。

道路法の規定によりまして、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができるということとなっております。占用料の額につきましては、先ほど委員が言われたように、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から、民間における地価水準、これを固定資産税評価額ということも考えられますけれども、及び地価に対する賃料の水準の変動等を基礎として算定を行っているということでございます。

占用料の額は、占用料額の算定の基礎となる民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものということにするために、国の道路占用料が平成29年4月1日、愛知県の道路占用料が平成31年4月1日に改定されたことに伴いまして、江南市も愛知県に準じて来年度、令和2年4月1日より道路占用料の改定を行うものでございます。

あと委員が言われました金額につきましてなんですけれども、議案質疑のほうでもお答えをさせていただいておるんですが、占用料の額の変更による影響ということで、平成30年度の決算数量のベースで比較をいたしますと、道路占用料では、旧条例では約3,508万4,000円というところが、新しい条例になりますと約4,187万3,000円ということで、678万8,000円ほどの増額ということになってございます。以上です。

○鈴木委員　　大体よく概要はわかりましたけど、さっき言った上がった額というのが、ちょっと私の聞き取りがまずいかもしれませんが、要するに地価水準の変動等を反映させた。国とか県がそういうような格好でやっているということだったけど、ということは、そういうものに準じて地価が上がった、またそれ以外のことも含めて上がったということで、この上昇額というものは、そういったものを前提にして額を設定したということで理解してよろしいですね。

○土木課長　　はい、お見込みのとおりでございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時14分　　休　憩

午前10時14分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第98号　江南市公共用物の管理に関する条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第98号に移ります。

江南市公共用物の管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 議案書の38ページをお願いいたします。

議案第98号 江南市公共用物の管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

議案書の39ページから40ページに条例（案）を、41ページから44ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 基本的なところ、先ほどの道路占用料のほうと、この公共用物の使用料の区別なんですけど、道路占用料というのは、要するに市道の下に埋まっている管だとか、市道に立っている電柱だとか、電話柱だとか、そういったものに対する占用料ですけど、この公共用物の使用料というのはどんなふうを考えればいいんでしょうか。市有地を占有している物件に対する使用料、そういう意味ですか。

○土木課長 先ほど委員が言われた道路占用料につきましては、当然、道路認定してある道路に占有物件がかかわった場合に道路占用料を徴収するというところでございますが、この公共用物の使用料を徴収ということは、下地が排水路、水路敷きに電柱、その他乗り入れの形状であったり、そういったことで占有される。あと、今排水路と言いましたけれども、排水路プラス赤道ですね。昔からの道路認定がされていない赤道もこれに含まれて公共用物の使用料として使用料を徴収いたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第99号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第99号 江南市準用河川占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○土木課長 議案書の45ページをお願いいたします。

議案第99号 江南市準用河川占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の46ページから47ページに条例（案）を、48ページから50ページに条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

以上で説明は終わります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時18分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第99号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第100号 江南市下水道条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第100号に移ります。

議案第100号 江南市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

- 水道部下水道課長 それでは、議案第100号の説明をさせていただきますので、議案書の51ページをお願いいたします。

議案第100号 江南市下水道条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、52ページ、53ページには、江南市下水道条例の一部を改正する条例の（案）を掲げております。

参考といたしまして、54ページから60ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 片山委員 59ページの第36条、手数料のところなんですけれども、こちらのほう、旧のほうは1件につき5,000円というのを2,000円に変えて、あとは各登録料、再交付とか更新の金額を取りやめたという形になると思うんですけれども、この5,000円から2,000円に変えた理由を教えてください。

- 水道部下水道課長 こちらのほうにつきましては、今回の条例改正に合わせて中身を精査した結果、適正な手数料に変更するものでございます。

- 片山委員 というのは、今まで高かったということですかね。

- 水道部下水道課長 今までの積算の関係を改めて今回精査させていただ

たところ、若干というか、5,000円から2,000円になったという形になりますので、よろしく願いいたします。

○片山委員 わかりました。若干というか、半分以下に下がっているんで大分下がったなというイメージがありましたけれども、わかりました。結構でございます。

○委員長 ほかに御質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第100号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第102号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第8号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

#### 経済環境部

#### の所管に属する歳入歳出

#### 都市整備部

#### 水道部

#### の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第102号に移ります。

令和元年度江南市一般会計補正予算（第8号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所



管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

- 防災安全課長兼防災センター所長　それでは、議案第102号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第8号）のうち、防災安全課が所管する補正予算につきまして説明させていただきます。

議案書の104、105ページをお願いいたします。

104、105ページ下段の3款4項3目被災地支援費で、105ページの説明欄にございます被災地支援事業におきまして、新たに23万8,000円の補正をお願いするものでございます。

補足して説明することはございません。

戻りまして、議案書の84、85ページをお願いいたします。

2款1項7目防災安全費で人件費の補正を行っております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようですので、続いて土木課に移ります。

続いて、土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 土木課長　議案第102号、一般会計補正予算のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の116ページ、117ページの上段をお願いいたします。

8款1項1目道路管理費でございます。

1目の道路管理費に人件費等といたしまして、338万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

議案書の118ページ、119ページ上段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に1,091万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

119ページの説明欄をお願いいたします。

道路台帳整備事業といたしまして192万5,000円の減額補正を、道路側溝・舗装等整備事業といたしましては、1,283万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、緊急処理工事の位置図といたしまして、補正予算説明資料の7ページに掲げておりますので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　　119ページの道路側溝・舗装等整備事業の緊急処理工事ということで1,283万6,000円。これは説明のところで、平成30年度にとても傷みがひどい主な路線の中の、いわゆる処理工事をやる工法をちゃんと調査したい、修理の工法を調査する調査費ということで、たしか9路線を上げていただいたのに、平成31年度の当初予算で2路線しか工事の予算がつかなかったということで、今回9路線のうち、残った7路線のうちの2路線についてと、そういうことでよろしいわけですか。

○土木課長　　残った2路線のうちなんですが、今回は緊急処理工事ということで緊急に対応させていただいておりますので、2カ所あるうちの宮田町にある藤里小学校の前の部分、そちらについては、今回、調査結果に基づいて完成形で舗装の打ちかえを行います。南のほうに位置しております同じ江南岩倉線でも、寄木町、北山町地内のほうにつきましては、簡易で上に舗装をかぶせるだけのオーバーレイ舗装工事ということで、下からめくってやりかえるということはありませんので、それにつきましては、今回は応急的な処置ということで、改めて年度をまた設定し直して対応するということとなります。

○掛布委員 やっと予算がついたかなあと思ったら簡易措置ということはよっぽどひどいので、とにかく当面しのがなきゃいけないという工事らしいんですけど、それにしても両方で1,283万6,000円と結構な工事費なんですけれども、ほとんどが江南団地のほうの江南岩倉線部分の費用なんですか、これ、2つ分で1,283万6,000円ですけど。

○土木課長 概算で申しますと、藤里小学校の前のほうが約950万円、寄木町のほうの舗装工事が330万円ということでございます。

○掛布委員 最初に調査をかけて修理方法を検討した9路線のうち、これで最後の応急措置という江南岩倉線の寄木町、北山町地内まで含めると9路線のうち4つやったよと。あと5つ残っているよと。それで正確なんですね。違うんですか。

○土木課長 9路線のうち、3路線は今年度までで終了しております。あと先ほど言った1路線が、この補正をお認めいただければ完了という運びになりまして4路線で、残り5路線が未着工という形でございます。

○堀委員 この道路舗装・側溝等整備事業ということでこれだけですか。そのほかにはまだ相当あるでしょう。道路を走っておっても穴があいておったり、これは整備しないかんなどというところがいっぱいあるわけですね。

それで、今回、こういうことで少しつけておっていただけるんですが、何か財政のほうからシーリングということで減らせ減らせと、そういう指示はあるわけでしょう。もう土木費だけシーリングを外せぐらいのことをやらないと市民から非常に苦情が出る、残念ですが。

だから、逆にもっとしっかりたくさんやれというような形で、この委員会のほうとしても要望をしないかんと思うよ、全く。まさに市民の生活に直結する道路ですから、もうちょっと強力に、部長、言うように要望します。

○都市整備部長兼危機管理監 貴重な意見をありがとうございました。

私どもも本当にたくさん道路を修理しなきゃいけないということは十分認識しておりますので、またよろしく願いいたします。

○堀委員 9月に補正予算もつけずに、12月である程度つくかと思ったら一つもついておらへんでしょう。全く何をやっておるんだ、本当に。そういうようなことで意見として言うておきます。

○委員長 御要望としてよろしく申し上げます。

○鈴木委員 私のほうから、本当に今堀委員の言われたこともあるんですけど、特にこの1番ですね。2番もそうです。江南岩倉線は主要幹線道路だということで優先されて、至るところに補修せないかんところはあるし、前も言ったんだけど、市民の方が他市町から江南市に入ってくると突然ハンドルがぶれると、揺れるということは言われておりまして、そういう質問をしたわけですが、ただ、予算も本当に厳しいということで苦勞していることは十分わかるんだけど、そういう他市町から見ても、あるいは市民から見ても、もう体感としてわかるような状況になっていることを、今言われたことも含めて。

ただ、これは主要幹線道路ですが、特によくほかの市町が通られるということで、レベルからいうと、緊急ということですからどの程度の現状だったんですか。いろいろあると、穴があいたとか、よくほかでもありますよね。50センチ穴がすぼんと急にあいた。どのレベルの状況だったんですか、疲弊状況は。

○土木課長 特にこの平成30年度に調査しました9路線につきましては、非常に危険な状態ということで、舗装もクラック状に割れまして、その割れた舗装が車が通った反動でめくれ上がると、それで事故が起こる可能性がある、そんなような事態でございますので、もう緊急を要すると。事故があつてはいかんということで、職員が気づいたときには、常温舗装で穴埋めをしておりますが、なかなかそれも追っつかんような状況の中でお願いをするものでございます。

○鈴木委員 今回、少ないながらもこうやって適切にやってもらえることは非常に嬉しいというか、当たり前なことなんだけど、本当にいざ言われたように事故が起きる。例えては車がどーんとはまってしまって人身事故にもなってしまう。そんなこともあつてはいかんということで、非常にそれがあるということを改めて、今の土木課の方はしっかり承知されていると思うんですけど、そういう箇所は調査も含めて、今、改めてお聞きしたいんだけど、今回こういうことで、さっき言った9路線をチェックしているよということなんだけど、そのまま放置しておいて大丈夫なんですかね。放置とい

うか、期間を決めて、予算も決めてやる必然性はないのでしょうか。

緊急でもう何ともならんから2カ所をやるということで、もしこの順番でいくと、さっき言った9路線に何カ所あるかわかりませんが、何年がかりでやるという格好なんですかね。

○土木課長 何年までという確約は残念ながらとれておりませんが、現場のほうは職員のほうで常にパトロールをして、最悪の事態が起きないようにことだけはさせていただいております。一年でも早く対応ができるように、財政当局にもお願いしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員 これ以上申し上げませんが、本当に今、細心の注意を払われて重大な事故が起きないように、より一層そういった道路、認知されている箇所だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

本当にそんなことが新聞に載るような、あるいは事故が起きてしまったらあたふたするような状況だけは極力避けていただきたいということをお願い申し上げます、この程度でとどめおきます。よろしくお願いたします。

○委員長 質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課のほうに審査を移りたいと思います。

続いて、建築課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 それでは、建築課の所管する補正予算について御説明いたします。

議案書の116ページ、117ページの下段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費に人件費等で29万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、120ページ、121ページの下段をお願いいたします。

8款5項1目住宅費、市営住宅維持運営事業で182万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分　休　憩

午前10時51分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長　都市計画課所管の一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の120ページ、121ページをお願いいたします。

最上段の8款4項1目市街地整備費に430万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、12月補正予算説明資料の8ページに位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　大口町コミュニティバスのバス停を、大口町に若宮八幡宮前にバス停をつくってもらうその負担金ということなんですけれども、江南市の公共交通の考え方として、前、何人もの方が一般質問とかをされていたんですけど、いこまいC A Rの市外利用はだめですという。それはコンパクトシティの考えのもと、市外に行ってもらっちゃ困ると。市の真ん中のほうに集まってもらわないといけないから、市外に出ていくのにいこまいC A Rは使わせないよという考え方なんですけれども、大口町コミュニティバスが江南市、布袋駅、江南駅に乗り入れて、それを利用して江南市の方が大口町のほうにお出かけになって買い物とか病院に使われているわけですよ。これは、いこまいC A Rの市外利用はだめだよというのと、ちょっと考え方とし

て整合性がないかなと思うんですけど。

だって、いこまいC A Rがだめだったら大口町コミュニティバスもだめでしょうって、同じ理屈ですよ。

○都市計画課長　これを一緒という解釈ではなくて、あくまでもいこまいC A RはいこまいC A Rの制度としての中での運用でありますし、大口町が主体でやっております大口町コミュニティバスは、そこを走っているところを江南市が利用させていただいておるということで、これを一緒に考えていただくというのは、ちょっとどうかなというふうに思います。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ちょっと私、芋銀との絡みを聞きたいなあと思ってね。まあいいです。芋銀さんができるじゃないですか。大口町コミュニティバスとかの絡みってどうなるのかなあと思って。それでは、委員として発言したいと思いますので、会議規則第118条の規定により、副委員長に交代いたします。

○副委員長　委員長が質問されるということで、議事の進行のほうを、私、副委員長の片山がさせていただきます。

○中野委員　大口町コミュニティバスのほうなんですけれども、今後、芋銀がバス停の向かい側に企業誘致でできてくると思うんですけれども、大口町コミュニティバスとの関係って、今多分、朝と夕しかバス停にとまらないと思うんですけれども、その辺の話とかは進んでいるのかなあと思ひまして。

○都市計画課長　今言われるように、実際に力長町の停留所は朝1便と夕1便ということで、朝も午前6時40分ぐらいになります。夕方は江南駅から出発しまして力長町の停留所前に午後5時58分の予定であります。

ですので、今現状はそういうことでございますけれども、大口町のほうにそういった新たに企業が立地して、新たな停留所というか、増便とか、そういう対応というのが可能かどうかというのは、少しお話を聞いておるんですけれども、あくまでもやっぱり企業からの相談次第で対応を考えるというふうに聞いておりますので、条件面とか、そういったものもやはり聞いてみないと可能かどうかというのもわかりませんので、もしそういうような希望があれば、まずはちょっと我々のほうに御相談を企業のほうからいただきたい

というふうに考えております。

- 中野委員 何かかなりバスの時刻表もぼんぼんになっているとかも聞いているので、ちょっとその辺の流動性があるのかなという心配もありますので、朝・夕はたしか大口町のリンナイとか、企業が駅に行くバスという形のイメージが強いので、そういう余白というか、空席とか、そういうところもあるのかなというちょっと心配もありますので。
- 都市計画課長 現状、午前7時発で江南駅を出発するんですね。その便というのは、やっぱり大口町の企業に勤める従業員の方がかなりたくさん乗るということで、そこへ新たにというのは、大口町のほうからはちょっと難しいというふうに聞いておりますので、現状はそういうことでございますので、よろしく申し上げます。
- 中野委員 その辺のちょっと配慮のほうをいただきますよう、よろしくお願ひいたします。
- 副委員長 委員長に進行をかわります。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

- 環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の106、107ページの最下段をお願ひいたします。

4款1項2目環境保全費、温暖化防止事業で1万1,000円の減額をするものでございます。

はねていただきまして、108、109ページの上段、4款2項1目清掃費、人件費等で422万1,000円の減額と、ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業で1万8,000円の減額、分別ごみ収集運搬事業で3万3,000円の減額、リサイクルステーション運営事業で3万円の減額、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で1,325万8,000円の減額、1枚はねていただきまして、尾張北部環境組合関係事業で277万8,000円の減額をするものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。



○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　人件費のことを聞いていいかなとちょっと迷ったんですけども、109ページのところにリサイクルステーション運営事業として、共済費マイナス3万円、その上にも資源ごみ収集運搬事業の共済費、これも3万3,000円の減額ですけど、これは正職員の共済費とは違う、パートの方の保険料の減額なんだと思うんですけども、職員の異動による増減とは違う、パートのところでもマイナスが計上されているのは、一体どういった理由なんでしょうか。

○環境課長　パートの社会保険料、労働保険料につきましては、9月分からの標準報酬月額の見直しにより減額がされたというものでございます。

〔発言する者あり〕

○環境課長　標準報酬月額の見直しにより減額をしたということです。

○掛布委員　そうすると、パートの9月以降のいわゆる手取りの時給幾らというのが、見直して減額になっているということなんですか。

○環境課長　パートの時給単価自体は変化はありませんけれども、社会保険料として払うお金の単価に見直しがあったと。それ以上詳しいことはちょっとわかりませんが。

○掛布委員　ちょっとよくわからないので、ついでにもう一つ。

いつも9月に配られる清掃事業概要はまだ配られないんですけど、それはいつできるんでしょうか。

○環境課長　毎年度同じ日に配っておりますけれども、今年度も委員会の最終日後に配る予定でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長　それでは、一般会計補正予算（第8号）のうち、商工観光課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳入につきまして御説明させていただきますので、議案書の72、73ページをお願いいたします。

最下段、14款2項6目商工費国庫補助金、説明欄、プレミアム付商品券事務費補助金で40万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、歳出について御説明させていただきますので、議案書の110、111ページをお願いいたします。

中段の5款1項1目労働費、説明欄、就業相談等運営事業で5,000円の補正をお願いするものでございます。

次にその下、すいとぴあ江南施設改修事業で298万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、114、115ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費、説明欄、人件費等で14万7,000円、次にその下、地域経済対策事業で40万4,000円、企業誘致等推進事業で95万5,000円、曾本地区整備事業で115万5,000円をそれぞれ減額補正のお願いをするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 115ページの企業誘致の新規雇用促進奨励金20万円ということで、これは安良地区に進出された芋銀じゃなくて、その後のメッキ関係の企業にかかわる新規雇用の促進ですか。

○商工観光課長 こちらにつきましては、和田工業団地に新たに進出されました企業が、対象者お一人ということでお願いするものでございます。

○掛布委員 そうすると、もう操業を始めている安良地区に進出した企業というのは、これはないということですか、これから出てくるということですか。

○商工観光課長 これから出てくる予定であるものと考えております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 その下の曾本地区の工業用地整備方針策定委託料で、契約額が

確定して115万5,000円の減額で、これからつくっていく、今つくっている途中ということで理解すればいいですか。

○商工観光課長　　今つくっておる途中でして、3月までには完了予定ということでございます。

○掛布委員　　3月までに完了予定ということで、それはあくまでもコンサルタントが市とも連携をとりながらつくっていただくわけなんですけれども、これででき上がった方針でいいぞ、いけるぞとかという判断というのは、また別のところでしていかないと、計画ができた、それでもうよしというふうにはならないと思うんですね。いろんな面のリスクも考えないといけないし、用地をどうするかとか、どこをどう使うとか、本当にこれからの経済情勢の中で難しい判断が要ると思うので、それというのは、その計画で行く、ゴーにする、あくまでも計画ですけれども、それはこういった手順で決めていられるのでしょうか。

○商工観光課長　　今年度の予定でございますけれども、今言われたように、どの辺に緑地帯をつくるとか、工場をつくるとか、いろんなところがありますけれども、昨年度ですか、今年度にかけて地権者説明会というのを2回行いました。この後、この整備計画、もちろん整備方針等々をお示ししながら議会のほうにも、この後は地元説明会に今年度中にできれば進めていくという形で、皆さんと御相談をしながらあくまでも進めていくという予定でございます。よろしく願いいたします。

○掛布委員　　補正予算と外れていて申しわけないんですけど、岩倉市とかは県の企業庁に工業団地の整備、県の企業庁の事業として岩倉市内にやってもらっていたり、あちらこちらでそういう手法で直接市が乗り出していくという、直接市が全部リスクを負うという手法じゃないところが多いわけなんですけれども、江南市として県の企業庁を活用するということは、今のところどうなんでしょうか。

○商工観光課長　　現在の委託の中では、そういった開発手法等についても今検討中でございますので、よろしく願いをいたします。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 農政課が所管する補正予算でございます。

歳入につきましては、74、75ページをお願いいたします。

下段の15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金で元気な愛知の市町村づくり補助金としまして、46万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、112、113ページをお願いいたします。

最上段の6款1項1目農業費で、人件費等としまして231万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下の農業振興事業では、特定財源として元気な愛知の市町村づくり補助金46万1,000円を充当するため財源更正をお願いするものでございます。

次に、その下の農地保全推進事業では、農地転用等審査事業において1万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、最下段の6款2項1目林業費で、森林環境譲与税基金管理事業としまして390万円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道部下水道課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 下水道課所管の補正予算について御説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書の118ページ、119ページの下段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。内容につきましては、119ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。人件費等において90万

8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

その下、企画調整事業において7万2,000円の人件費負担金等の減額補正をお願いするものでございます。

次に、少しはねていただきまして、議案書の122ページ、123ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。内容につきましては123ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として124万円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第104号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で御説明させていただきます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくようお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時13分 休 憩

午前11時13分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第102号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第104号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第104号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 続きまして、議案書の155ページをお願いいたします。

議案第104号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

はねていただきまして、156ページ、157ページには、第1表 歳入歳出予算補正、158ページから159ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書総括を掲載しております。

歳入につきましては、160ページ、161ページ上段の5款1項1目一般会計繰入金とその下、7款4項1目雑入、一般会計人件費負担金でございます。

歳出につきましては、162ページ上段の1款1項1目総務管理費、下段から次のページに掲載しています2款1項1目下水道事業費でございます。

内容につきましては、163ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。いずれも人件費の補正でございます。なお、議案書166ページから169ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げておりますので、後ほど御参照いただきますようよろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第105号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）**

- 委員長 続いて、議案第105号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 都市計画課統括幹 議案書の171ページ、令和元年議案第105号 令和元年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。所管課は都市計画課でございます。

議案書172ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、172ページ、173ページに、また歳入歳出補正予算事項別明細書総括につきましては、174ページ、175ページに掲げております。

歳入につきましては、176ページ、177ページの上段に3款1項1目1節一般会計繰入金を掲げております。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして、178ページ、179ページに1款1項1目総務管理費を掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、180ページから183ページに給与費明細書を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩いたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第106号 令和元年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第106号 令和元年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の185ページをお願いいたします。

議案第106号 令和元年度江南市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。所管課は水道課でございます。

補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的支出の補正予定額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、186ページから197ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表を掲げております。

198ページ、199ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金から、2項3目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。



はねていただきまして、200ページ、201ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費から、202ページ、203ページ、総係費までを掲げております。

はねていただきまして、204ページ、205ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項1目事務費から2目水道建設改良費までを掲げております。内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　204、205ページの建設改良費で人件費以外はここだけなんですけれども、後飛保第1号取水井の水中ポンプが故障して、流用対応で入れかえをするということなんですけれども、耐用年数とか、しっかり管理をされていて、普通こういうことというのは余り起こらないのではないかなと思ったんですけれども、この故障によってどんな障害が生じたのかということと、耐用年数が何年のものを何年経過した段階で壊れたのかということをお教えいただきたいんですけど。

○水道事業水道部水道課主幹　まず耐用年数でございますが、耐用年数は定められておるものではございません。ただ、使用方法や水質等によりまして、一般的には10年から15年程度というように言われております。

実際には、平成26年12月にポンプの入れかえをしておりまして、約5年が経過した後に故障したということになっております。それに伴う影響でございますが、後飛保第1号取水井のほうでは、日量約2,600立方メートルの水をくみ上げておるんですが、それがくみ上げられなくなるということで、県水の受水費のほうが増加するというようなことがございます。

○掛布委員　そんな詳しくお聞きするのも申しわけないんですけれども、要するに何日間かくみ上げられなかった、2日とか3日とか経過したということですか。

○水道事業水道部水道課主幹　実際には9月29日に故障が判明しまして、11月25日に設置が完了しておりますので、58日間水をくみ上げることができな

かったということでございます。

○片山委員　そうすると、耐用年数が10年から15年で5年で故障したという形なんですけれども、これぐらいの金額のものだと、大体5年保証とかがついていると思うんですけど、そういったのはついていないんですか。

　ああ、リースか。リースじゃない。違いますよね。保証ってついていなかったでしたっけ。

○水道事業水道部水道課主幹　メーカーの保証のほうはついておりませんので、よろしく願いいたします。

○片山委員　通常、1年で壊れてもついていないということですか。

○水道事業水道部水道課主幹　ついていないということでございます。

○片山委員　壊れたらこちらでお金を払って直すという形。

○鈴木委員　これって、普通だとずるがえだよね。同じメーカー、今後のこともあるんだけど、また5年後に壊れないの。というのは、メーカーも含めて、やっぱりそういう原因があるから、本来、片山委員も言われたけど、10年から15年もつものが5年と。余りにも相性が悪いのか、メンテが悪かったのか、修理して何か部品をかえれば済む話だったのか、そのことについてちょっと説明をもらえるかな。

○水道事業水道部水道課主幹　その点につきましては、今ポンプを引き揚げましたので調査中ということでございます。

○鈴木委員　そのことに関して専門家のメーカーのほうから何らかの、5年を過ぎているから耐用年数、要するに車にたとえて悪いけど、何か物を購入して本来10年ぐらいもつものが、今言った保証がないと。保証が切れているというものの、何か普通だと、また5年後に壊れる可能性があるわけだから、何らかの担保をするというか、そういうあれはないわけ。

○水道事業水道部水道課主幹　ございません。

○鈴木委員　わかりました。しっかりと原因を、メンテに問題があったのか、その部品というか、ポンプ自体にそういう耐久性が悪いポンプを取りかえたのかということも含めて、一つの検証のほうをよろしく願います。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休 憩

午前11時26分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

### 行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題といたします。

今、皆さんのタブレット端末のほうに配信しておりますので、ごらんください。

これは去る10月16日から18日までに千葉県にある成田市、埼玉県にある川越市、東京都にある練馬区を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

何か御意見等はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 事前に皆様の所感も含めていただいておりますので、それを委員会の所感といたしまして、今定例会においてタブレット端末に配信いたしますので、よろしくお願いいたします。詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

---

## 常任委員会の研修会について

○委員長　最後に、常任委員会の研修会の内容についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、LINE株式会社公共政策室行政イノベーション支援チームの本川祐治郎氏、研修テーマについては、LINEの行政活用についてとしたいと思っております。観光、災害等も含めてLINEのほうで研修を行っていただきますので、お願いいたします。

日程につきましては、令和2年1月21日火曜日の午前10時から正午までといたします。今回は総務委員会との合同研修となりますので、よろしくご願ひいたします。この内容で進めていきたいと思っておりますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、今年度の委員会の研修会は総務委員会と合同で行い、LINE株式会社公共政策室行政イノベーション支援チームの本川祐治郎氏をお招きいたしまして、令和2年1月21日火曜日午前10時からとしたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆様の慎重審議をいただき、大変スムーズに委員会を終了することができました。どうもありがとうございました。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時29分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 中野裕二

建設産業副委員長 片山裕之